

4章－1 総合演習②外交史

要点

1. 古代の外交史

- ① 任那 ② 仏教 ③ 観勒 ④ 武 ⑤ 冊封 ⑥ 裴世清 ⑦ 618
⑧ 律令 ⑨ 吉備真備 ⑩ 弘仁

2. 中世の外交史

- ① 大輪田 ② 無学祖元 ③ 寺社造営料 ④ 冊封 ⑤ 朝貢 ⑥ 勘合
⑦ 寧波 ⑧ 足利義持 ⑨ 堺 ⑩ 応永 ⑪ 通信 ⑫ 倭館 ⑬ 三浦

3. 近世の外交史

【3－1. 鎖国】

- ① 出会 ② 山田長政 ③ 日本（人） ④ 生糸 ⑤ 糸割符 ⑥ リーフデ
⑦ 西国 ⑧ 天領 ⑨ 平戸 ⑩ スペイン（イスパニア） ⑪ 奉書
⑫ 帰国 ⑬ ポルトガル ⑭ 通信使 ⑮ 宗 ⑯ 家久 ⑰ 謝恩
⑱ 唐人 ⑲ 出島 ⑳ オランダ風説書

【3－2. 開国】

- ① 根室 ② 近藤重蔵 ③ 東蝦夷地 ④ 長崎 ⑤ 文化 ⑥ フェートン
⑦ グロー（ウ）ニン ⑧ イギリス ⑨ 異国船打払 ⑩ アメリカ ⑪ 蛮社
⑫ 天保 ⑬ オランダ ⑭ 和親 ⑮ 安政の大獄 ⑯ 領事 ⑰ 関税自主権
⑱ 五品江戸廻送 ⑲ 万延 ⑳ イギリス

4. 近代の外交史

【4－1. 明治時代の対外関係】

- ① 内地優先 ② 江華島 ③ 天津 ④ 甲午農民戦争 ⑤ 統監府
⑥ 伊藤博文 ⑦ 寺内正毅 ⑧ フランス ⑨ 北京議定書 ⑩ 南満州鉄道
⑪ パークス ⑫ シベリア鉄道 ⑬ アメリカ ⑭ 択捉 ⑮ 大津
⑯ 日露協商 ⑰ 日比谷焼打ち ⑱ フィリピン ⑲ ジョン=ヘイ
⑳ サンフランシスコ

【4－2. 第一次世界大戦とワシントン体制】

- ① サラエヴォ ② 日英同盟 ③ 青島 ④ 二十一カ条の要求 ⑤ 西原
⑥ 五・四 ⑦ 尼港 ⑧ 日ソ基本 ⑨ 米騒動 ⑩ 建艦 ⑪ 山東半島
⑫ 統帥権 ⑬ 東方 ⑭ 張作霖

【4-3. ワシントン体制の崩壊と日中・太平洋戦争】

- ① 柳条湖 ② 関東 ③ リットン ④ 日満議定書 ⑤ 松岡洋右 ⑥ 華北
⑦ 盧溝橋 ⑧ 汪兆銘 ⑨ ノモンハン ⑩ 北部仏印 ⑪ 中立
⑫ 対日石油 ⑬ ハル=ノート ⑭ ミッドウェー ⑮ ヤルタ

5. 琉球・沖縄の歴史

- ① 尚巴志 ② 尚寧 ③ 慶賀使 ④ 謝恩使 ⑤ 琉球処分 ⑥ 謝花昇
⑦ ひめゆり部隊 ⑧ 沖縄返還協定

問題

【1】

解答

- 問1 a 問2 福岡県 問3 b 問4 卑弥呼 問5 親魏倭王 問6 a
問7 b 問8 e 問9 高句麗 問10 b 問11 c 問12 小野妹子
問13 推古天皇 問14 e 問15 a

解説

問1・2・3 建武中元二（57）年に、倭の奴国は後漢の光武帝に使者を送り、印綬を得た。

その内容は『後漢書』東夷伝に記載されているが、その印綬は「漢委奴国王印」といわれ、1784（天明4）年に福岡県の志賀島で発見された。

問4・5・6・7 邪馬台国の卑弥呼は、諸国が相争う中で擁立された女王で、鬼道（呪術）を事としたといわれる。239年には魏に遣使、親魏倭王の称号と金印紫綬、多数の銅鏡を受け取った。その様子が書かれている『魏志』倭人伝は、正式には、『三国志』の魏書の「烏丸鮮卑東夷伝」倭人条のことで、陳寿（233～297）の著。陳寿は三国のうち蜀の出身で、のちに西晋に仕え、『三国志』を著した。

問8・9・10・11 倭の五王に関する出題。当時倭は高句麗と朝鮮半島の覇権をめぐって対立しており、倭の五王は南朝に遣使し、安東大將軍や倭王の称号を得ることにより、朝鮮半島支配の正統性を主張しようとした。

問12・13・14・15 推古天皇・厩戸皇子（聖徳太子）の遣隋使派遣をさしている。タリシヒコは推古天皇に比定され、その摂政厩戸皇子が派遣を主導したといわれる。問14の史料はあまりにも有名。小野妹子を遣隋使として派遣し、答礼使として隋より裴世清が遣わされた。基本問題なので確実に得点すること。

【2】

解答

- 1 直轄 2 え 3 い 4 ラクスマン 5 イギリス 6 フェートン
7 う 8 モリソン 9 お 10 アヘン戦争

解説

- 1・2 史料の内容が、蝦夷地を巡察することをさしているのは読みとれると思うが、ポイントは「寛政十年」（1798年）である。翌年の1799（寛政11）年には東蝦夷地が直轄となっておりそのための巡察と読みとれる。なお、1798（寛政10）年は近藤重蔵が択捉島に「大日本恵土呂府」の標を立てた年である。年号はすべて覚える必要はないが、江戸末～幕末にかけての年号は頻出なので、覚えておくとよい。また、後述の④の史料は特定しやすいので、そこから年号を逆算していき史料の内容を推定していくのもよいだろう。
- 3・4 史料の文化元年は1804年に当たり、この年はレザノフが来航している。寛政五年は前年来航したラクスマンが松前で交渉した年である。この設問でも、年号から状況を想定しつつ読解することを求められている。
- 5・6 史料の文化5年は1808年に当たり、フェートン号事件のことであることがわかる。フェートン号はイギリスの軍艦。
- 7・8 「天保八年」「浦賀」「かねて定令のごとく発砲」からモリソン号事件だと判断できる。米船モリソン号は浦賀と薩摩山川で異国船打払令により撃退された。
- 9・10 「長崎に入津す。時にかの国王より御為筋の書簡を…」から、当時の情勢等も加味して、オランダ国王からの書簡であることが推定できたであろうか。1844（弘化元）年のオランダ国王の開国勧告は、アヘン戦争を背景としたものであったが、日本は祖法をもとにそれを拒絶した。

【3】

解答

A 1 エ 2 ウ 3 i ア ii コ 4 イ・ウ 5 イ

B 1894年の日清戦争直前、第2次伊藤内閣の外相陸奥宗光が関税自主権の一部回復、領事裁判権回復、相互最恵国待遇を内容とする日英通商航海条約を締結した。更に1911年、第2次桂内閣の外相小村寿太郎が日米通商航海条約を締結し、関税自主権を完全に回復した。

(120字)

解説

A

- 1 出典が『特命全権大使 米欧回覧実記』であるので、岩倉使節団が会見した人物であると判断できるが、解答のビスマルクは難しい。ビスマルクは岩倉使節団の副使であった伊藤博文や大久保利通に影響を与えた。のちに伊藤博文は君主権の強いドイツの憲法を参考に大日本帝国憲法を制定した。
- 2 空欄②には国際法が入る。明治政府が国際法の遵守に忠実だったことに、ビスマルクは提言を加えた。3行目に、「大国は自国に利益がある場合は国際法に従うが、不利な場合は国際法に従わず、軍事力で威圧をする」とあり、国際法というものは常に守る必要はないものだと述べている。3行目の「列国ノ権利ヲ保全スル」から、国際法を想起したい。
- 3 iには黒田清隆が入る。黒田は、憲法発布の翌日に地方長官を鹿鳴館に招いて、政府は政党的動向に左右されず超然として公正な政策を行うという超然主義を主張した。よって、iiには超然主義が入る。

- 4 岩倉使節団に参加した者を選べばよい。木戸孝允と大久保利通が正解。大隈重信・江藤新平・板垣退助らは岩倉使節団外遊中の留守政府を預かった。江藤新平と板垣退助は明治六年の政変で下野し、民撰議院設立の建白書に名を連ねている。
- 5 『特命全権大使 米欧回覧実記』の著者は久米邦武で、当時の欧米の様子を今に伝える貴重な史料である。久米邦武は、1891（明治24）年に「神道は祭天の古俗」という論文を書き、「神道は宗教ではなく、天を祭る古い習俗にすぎない」と主張した。このことは神道家や国家主義者から激しい非難を浴び、久米は帝国大学教授を辞職することとなった。
- B 1894（明治27）年の日英通商航海条約を初めとして、日本は列国に認めた領事裁判権の撤廃と、関税自主権の一部回復を実現し、また内地雑居を承認した。発効は1899（明治32）年で、期限は12年であった。この時の外相陸奥宗光は、外交回顧録の『蹇蹇録』を著している。1911（明治44）年に日米通商航海条約の改正を皮切りに、関税自主権の完全回復が実現した。この時の外務大臣は小村寿太郎である。

【4】

解答

- ア 按司 イ 中山王 ウ 尚巴志 エ 首里 オ おもろそうし
 カ 豊臣秀吉 キ 1609 ク 薩摩 ケ 島津家久 コ 尚 サ 謝恩使
 シ 慶賀使 ス 1872 セ 尚泰 ソ 内務 タ 1879 チ 李鴻章
 ツ グラント テ 4 ト 小磯国昭 ナ 1952 ニ 吉田茂 ヌ 佐藤栄作
 ネ ニクソン ノ 1972

解説

ア 按司は、11世紀末には沖縄各地で見られた豪族で、とくに北部の羽地按司、中部の浦添按司、南部の大里按司が勢力を誇った。琉球王国成立後は、国王から任命された地方領主の名称として使用された。

イ・ウ・エ 中部の佐敷按司であった尚巴志は、沖縄を三分していた勢力のうちのひとつ中山王となり、1429（永享元）年には、残りの北山・南山を統一し、首里を都とする琉球王国を建国した。この王統は1470（文明2）年に断絶したが、次の王統も尚氏を称し、琉球処分まで君臨した。前王統を第一尚氏、後の王統を第二尚氏という。

琉球は日本・中国・南海諸国の中継貿易で栄えたが、ヨーロッパ諸国の東アジア貿易進出により衰退していった。

オ 琉球は日本本土と共通する文化を持ちながらも、独特の文化もはぐくんだ。16～17Cに古代歌謡の「おもろ」を集めて編集した『おもろそうし』が有名。

カ・キ・ク・ケ・コ・サ・シ 16世紀末に天下統一を果たした豊臣秀吉は琉球にも服属を求めた。1609（慶長14）年には薩摩の島津家久が徳川家康に許可を得て琉球に侵攻した。島津氏は琉球国王である尚氏をそのままの王位に就け、形式上独立させることで、中国との朝貢貿易を続けさせた。江戸幕府へは将軍の就任毎に慶賀使を、琉球王の代替わり毎に謝恩使を江戸に参府させた。

ス・セ・ソ・タ・チ・ツ いわゆる琉球処分を説明する空欄補充問題である。

明治政府が、琉球を日本領として統合していく過程を琉球処分という。江戸期には琉球は島

津氏の支配をうけ、幕府にも謝恩使・慶賀使などを派遣しつつ、清にも朝貢していた。島津氏はそれによって利益を得ていたが、明治政府の成立とともに、完全に日本の領土とするべく、琉球処分を断行した。1871（明治4）年、政府は琉球を鹿児島県の管轄下に置いた。1871（明治4）年に琉球の住民が台湾に漂着した際に、現地の高砂族に殺害されるという事件が起きた。これを機に「日本国民が殺害された」という名目で1874（明治7）年には台湾出兵が行われている。1872（明治5）年には名称を琉球藩とし国王の尚泰を琉球藩王として華族に列した。1875（明治8）年に日本政府は琉球に中国との関係を絶つよう要求し、1879（明12）年には日本は軍隊・警察を派遣して琉球藩を廃止して沖縄県として完全に日本領に編入した。しかし、清国との間の問題は解決したとはいえず、問題文のように李鴻章は前アメリカ大統領のグラントに調停を依頼し、その調停案である先島分島案も出されたが廃案となり、琉球は完全に日本領に組み込まれた。

テ・ト 日本で唯一戦場になったのが沖縄である。沖縄戦の民間人の被害者は10万人にのぼり、時の小磯内閣は和平工作も成功せず総辞職した。

ナ・ニ・ヌ・ネ・ノ 戦後、第3次吉田茂内閣時のサンフランシスコ平和条約において日本は独立を回復したが、沖縄県は本土から切り離されて米国の軍政が布かれていた。佐藤栄作とニクソンの間で交渉がもたれて沖縄が本土復帰を果たしたのは1972（昭和47）年のことであった。しかし問題文にもある通り、現在でも米軍基地問題など様々な問題がある。

4章－2 総合演習③古代・中世の社会経済史

要点

1. 古代の社会経済史

【1－1. 律令制下の土地制度】

- ① 屯倉 ② 部曲 ③ 庚午年籍 ④ 庚寅年籍 ⑤ 2 ⑥ 3
⑦ 布（麻布） ⑧ 国司 ⑨ 出挙 ⑩ 義倉 ⑪ 仕丁 ⑫ 運脚

【1－2. 土地公有制から荘園公領制へ】

- ① 逃亡 ② 偽籍 ③ 三世一身 ④ 初期 ⑤ 公営田 ⑥ 延喜
⑦ 成功 ⑧ 遙任 ⑨ 臨時雑役 ⑩ 田堵 ⑪ 立券荘号 ⑫ 民部省
⑬ 官省符荘 ⑭ 郷 ⑮ 下司 ⑯ 名主 ⑰ 公事

2. 中世の社会経済史

【2－3. 農業・手工業】

- ① 鉄製 ② 刈敷 ③ 牛馬 ④ 藍 ⑤ 水車 ⑥ 絹 ⑦ 酒

【2－4. 惣村の形成と一揆】

- ① 入会 ② 乙名 ③ 惣掟 ④ 寄合 ⑤ 宮座 ⑥ 逃散
⑦ 地下請（百姓請） ⑧ 自検断（地下検断） ⑨ 徳政 ⑩ 正長 ⑪ 馬借
⑫ 私徳政 ⑬ 赤松 ⑭ 足利義教 ⑮ 分一 ⑯ 山城 ⑰ 月行事
⑱ 加賀

【2－5. 都市と商業】

- ① 三斎 ② 見世棚 ③ 代銭納 ④ 借上 ⑤ 為替 ⑥ 六斎 ⑦ 問屋
⑧ 土倉 ⑨ 撰銭 ⑩ 座役 ⑪ 販売 ⑫ 油 ⑬ 綿座 ⑭ 新儀
⑮ 十三湊 ⑯ 町衆 ⑰ 会合衆

問題

【1】

解答

- A 1 49 2 22 3 33 4 16 5 27 6 32 7 18 8 51
9 50 10 21 11 15 12 58 13 61 14 39 15 45 16 11
17 24 18 64 19 29 20 28
B a. 三世一身法 b. 墾田永年私財法 c. 本領安堵 d. 京都大番役
C (ア) 記録荘園券契所 (イ) 武士の棟梁 (ウ) 一所懸命

1・2・a・b 班田制は唐の均田制に倣って作られた土地制度である。しかし、開墾地を掌握する術のない不備のあるシステムだったために、人口の増加とともに口分田が不足する事態を招いてしまった。そこで、723（養老7）年に三世一身法、743（天平15）年に墾田永年私財法を制定するなど一連の新しい土地政策を行った。これにより、朝廷は開墾地を登録させることで、土地に対する支配を強めたが、貴族・寺社などの私有地拡大の動きを刺激して初期荘園を生み出す結果となった。

2 上述からわかるように、初期荘園は私有地ではありながら朝廷にしっかりと掌握されていた。また、朝廷としても租税収入の増加のために墾田開発を奨励する必要がある。例えば東大寺が越前国に所有した道守荘では、国司・郡司が班田農民の動員や土地の区画整理に協力していた様子が史料からうかがわれる。このように、初期荘園は朝廷の力を背景にして成立していたため、中央集権的な地方支配が動揺した9世紀にはほぼ消滅した。

4・6・7 10世紀半ば、朝廷が中央集権的な地方支配を断念し、国司に一定額の税徴収を請け負わせて一国の支配を委任する体制に転換すると、各地で有力農民が成長した。彼らははじめ国司から名田を請作する田堵であったが、その中から、たくさん名田を請け負う大名田堵が現われ、自ら山林原野の開発を行うようになった。これを開発領主という。

開発領主の立場からすると、国司から請け負った名田は税（官物・臨時雑役）を納めるのが責務であるが、自ら開発した所領まで徴税される筋合いはない。そこで、徴税を強化する国司と対立が激化すると、勢力の確保のため都の権門勢家（有力な貴族・寺社）に土地を寄進して領家と仰ぎ、自らは荘官となって現地の支配に当たった。領家はさらに上級の貴族・皇族などに寄進して本家と仰ぎ、こうして寄進地系荘園が発達した。

5 寄進が増加したといっても、全ての土地が荘園となったわけではない。それでは国司も徴税請負人としての責務を果たせなくなってしまう。そこで、国司は国内の土地を郡・郷・保に再編し、開発領主を在庁官人（郡司・郷司・保司）に任命して現地の支配に当たらせることにした。つまり、開発領主の取込みをはかったのである。こうして、本家・領家が領主権を握る荘園と国司が支配する公領が併存する土地所有体系が現出した。これを荘園公領制という。

8・9 本家・領家は様々な特権を与えて荘園を保護した。まず、租税免除の特権が不輸の権である。中央官庁の発する太政官符・民部省符によって租税免除を認められた荘園を官省符荘、国司に在任中に限って認められた荘園を国免荘という。次に、国司が送り込む検田使の介入を拒否する権利が不入の権である。こうした特権を得ることで、寄進地系荘園は朝廷の支配が及ばなくなり、私有化がさらに進行した（初期荘園が朝廷に掌握されていたことと対比してほしい）。

10・11・ア 藤原氏を外戚としない立場から親政を行った後三条天皇は、1069（延久元）年に延久の荘園整理令を発して、1045（寛徳2）年以降の新立荘園と券契不明荘園の停止を命じた。それまでの荘園整理令は国司任せであったため効果があがらなかったが、後三条は天皇直属の記録荘園券契所を設けて厳しく審査したため、石清水八幡宮領は34カ所中13カ所が停止されるなど荘園の整理が進んだ。

しかし、延久の荘園整理令が荘園を完全に否定するものではなかったことに注意してほし

い。券契不明荘園を停止するということは、裏返せば、券契が正しく確認された荘園は認めるといことである。後三条天皇のねらいは、基準を満たさない荘園を公領に組み込むことで、両者の共存をはかることにあった。こうして荘園公領制が成立したのである。

(イ) 10世紀半ばには、各地の豪族や有力農民（後の開発領主）が所領の確保と勢力の拡大をはかるため、一族で小武士団を形成するようになった。これが武士の始まりである。こうした動きに対応して、地方支配を一任されていた国司は国内の武士の組織化をはかり、任期終了後も土着して現地の有力者となっていった。さらに、平将門の乱・藤原純友の乱などに際して追捕使・押領使が派遣されると、各地の武士たちは彼らが皇族・貴族の血を引く貴種（清和源氏・桓武平氏など）だったこともあって、武士の棟梁として仰いだ。こうして、〈武士の棟梁（貴種）—在地有力者（国司）—小武士団（開発領主）〉という構造の全国的武士団が形成されたのである。

12・13・14 1156（保元元）年に治天の君であった鳥羽法皇が亡くなると、その立場を引き継いだ弟の後白河天皇と、かねてから法皇と対立していた兄の崇徳上皇の対立が表面化した。これに摂関家の分裂が結びついて発生した戦乱が、保元の乱である。結果は平清盛・源義朝が支援した後白河天皇方が勝利し、讃岐に配流された崇徳上皇は今も語り継がれる怨霊伝説を残すことになる。

乱後、後白河が院政を始めると平清盛と源義朝が主導権をめぐって対立した。今度はこの両者に摂関家が引き裂かれる形になって生じたのが、1159（平治元）年の平治の乱である。平清盛がこれに勝利し、後白河院政下で実権を握った。

15 知行国制度とは、上級貴族を知行国主に任命して一国の支配権を認め、その国から上がる年貢などの収益を得させる制度のことである。院政期に、俸禄支給が有名無実化した貴族の収入を確保する目的で作られた。『平家物語』には「日本秋津島は纔に六十六箇国、平家知行の国卅（三十）余箇国」とあり、平氏が半数近くの知行国を占めていたことがうかがわれる。

16・17 平氏政権は武士的な性格と貴族的な性格の両面を持ち合わせていたと考えられる。まず、西国の武士を家人として主従関係を結び、その一部を私的に地頭に任命して現地での支配に当たらせた。これが武士的な側面で、鎌倉幕府の先駆けとなったものである（日宋貿易の拡大も武士的な積極性によるものといえる）。しかし、一方では平清盛が1167（仁安2）年に武士として初めて太政大臣になったのを皮切りに一族で官職を独占した他、清盛は娘の徳子を高倉天皇の中宮として2人の間に生まれた安徳天皇を即位させて外戚の立場から権勢を誇った。さらには大量の荘園・知行国を保有して経済的基盤とするなど、貴族的な側面も大きかった。それゆえ、平氏政権は古代から中世への過渡期であったと見るのが可能だが、それだけに武士・貴族双方から不満を買って政権崩壊を早めることとなった。

18・19・20 1185（文治元）年に壇の浦の戦いで平氏が滅亡すると、源頼朝の勢力拡大を快く思わない後白河法皇は、弟の義経に頼朝追討の院宣を与えた。これに反発した頼朝は京都に兵を送って法皇に撤回を迫り、代わって文治の勅許を出させた。その内容は、源義経・平氏残党の追討のため各国に惣追捕使・国地頭を配置し、在庁官人の指揮権と段別5升の兵糧米を徴収する権利を認めるというもので、これが後に守護・地頭となった。

守護は各国の有力御家人が任命され、大犯三箇条（大番催促、謀叛人の追捕、殺害人の逮捕）を中心に軍事警察権を行使した。しかし、逆にいえば軍事警察権に限定されていたとい

うことであり、その点が幕府から様々な職権を与えられて領国を支配した室町時代の守護（守護大名）との違いである。

一方、地頭は荘園・公領ごとに任命されて下地管理や治安維持に当たり、年貢を徴収して荘園領主あるいは国司に納める役割を果たした。地頭とはもともと現地の長官という意味であり、御家人は地頭任命を通じて幕府から荘官としての支配権を保障されたのである。

c・d・ウ) 鎌倉幕府の支配の基本となったのが御家人制である。将軍（鎌倉殿）が御恩として御家人に所領の支配権を認め（本領安堵・新恩給与）、御家人はその見返りに鎌倉番役（幕府の警護）・京都大番役（朝廷の警護）を行う。このように、土地を媒介として結ばれた主従関係を封建的主従関係という。御家人は、開発領主として持つ先祖伝来の所領の支配権を将軍（鎌倉殿）から保障されたため、戦時には「いざ鎌倉」と駆けつけて「一所懸命」戦った。

【2】

解答

問1 オ 問2 在庁官人 問3 ア・エ 問4 ア・イ・オ 問5 ア・エ
問6 イ・ウ 問7 イ・エ 問8 大田文 問9 オ

解説

問1 荘園の境界線に榜示を打ち、領域を確定して不輸の権を手に入れる手続きを立券荘号という。平安中期までは、国免荘は当初は免除した国司の在任中のみの措置であり、国司免判による事実認定の他に、太政官符・民部省符を発行してもらう必要があった。平安後期から官省符を得ずに事実上公認されることとなり、国免荘と官省符荘に分かれることとなる。

問2 現地に赴任する国司の守を受領、代理を派遣する行為を遙任という。遙任において派遣する国司の代理を目代といい、目代は現地の郡司などの在地領主層に政治を委任した。このような在地領主層は在庁官人として実権を握り、国司不在の国衙である留守所で実務をとった。当時は国司に地方政治が一任されていたため、国司はかなり儲かる職であった。そのため、造寺・造仏を名目に私財を出して地位を得る行為である成功が盛んに行われ、成功を繰り返して再び同じ官職に任命される重任も盛んに行われた。

問3 班田困難となると、公領を名（田）という単位に再編して有力農民田堵に請作させた。従来の人頭税から土地税に徴税方法も変わり、租庸調・雑徭に見合う官物・臨時雑役を徴収することとなる。田堵の中には大規模経営をする大名田堵となる者も出現する。藤原明衡の『新猿楽記』に出てくる田中豊益が代表例である。大名田堵の中には私財を出して自分のために開発する開発領主となるものもいた。国司は彼らの土地を郡・郷・保などの単位に再編し、開発領主を郡司・郷司・保司に任命して在庁官人として徴税を請け負わせた。

問4 地頭は、すでに平氏政権において西国の家人を中心に任命されている。1185（文治元）年義経追捕を名目に1国1人の国地頭が設置されて、国内の荘園・公領を問わずに段別五升の兵糧米の徴収権と支配権が認められた。しかし、九条兼実の『玉葉』に「言語道断」とであると記されているように朝廷・公家などの反発が高く、平家没官領と謀叛人の荘園や郷・保に限定して派遣する荘郷地頭に切り替えられる。この荘郷地頭が一般的に地頭と呼ばれるもので、のちの新補地頭と区別するため本補地頭ともいう。承久の乱後、新補率法が適用された地頭を新補地頭といい、段別五升の加徴米の徴収権と11町毎に1町の免田などが認められた。

- 問5 守護はもともと惣追捕使と呼ばれた。守護不設置の国とされたのは陸奥・出羽・山城・大和の4国であった。陸奥と出羽は奥州総奉行が、山城は京都守護（のちに六波羅探題）が、大和は興福寺が実質的に支配したため、幕府に設置権はなかった。
- 問6 侍所の別当には和田義盛（御家人）が就任したが、公文所の別当には大江広元（公家）、問注所の執事には三善康信（公家）が就任した。中原親能は大江広元の兄弟で公文所寄人に就任している。梶原景時・和田義盛・三浦義澄は頼朝死後の、十三人の合議制に加わっている関東出身の御家人である。梶原景時は1200（建久2）年、和田義盛は1213（建保元）年、三浦泰村（義澄の子孫）は1247（宝治元）年に北条氏に滅ぼされている。
- 問7 鎌倉時代の守護の権限は、大番催促と謀叛人・殺人者の逮捕の大犯三箇条であり、1185（文治元）年から認められた。1232（貞永元）年から夜討・強盗・山賊・海賊の逮捕の権限が追加される。所領を知行する正当な権限を持つと称して、他人の知行地の作物を実力で刈り取る行為に当たる刈田狼藉の取締り権は、1310（延慶3）年に侍所・六波羅探題から守護に移されていたが、大犯三カ条として守護の職務に加えられるのは室町時代になってからのことである。
- 問8 大田文は、一国内の荘園・公領すべてについての面積や領有関係などを記した目録帳。国司が命じて作成させ一国平均役の賦課のために使用したものと、幕府の命で守護が作成させ地頭への御家人役賦課のために使用したものがある。いずれも国衙の在庁官人が調査・作成し、室町時代も使用された。
- 問9 段銭は、荘園・公領いずれにも課せられる一国平均役の中で、力役以外で徴収する段米が一般化して、段銭と称するようになったものである。内容は、伊勢神宮役夫工米・造内裏役・大嘗祭役などの朝廷・寺社行事の他、15世紀半ばから將軍代替わりの拝賀などの幕府行事の費用に充てられた。

【3】

解答

- 1 44 2 35 3 08 4 28 5 11 6 53 7 40
 (ア) 24 (イ) 55 (ウ) 45 (エ) 65 (オ) 14 (カ) 01

解説

鎌倉幕府の成立から豊臣政権までの土地制度とそれに関連する出題である。基礎的な用語の選択問題なので完答をめざしたい。

- 1・(イ) 源頼朝は平家没官領500箇所を含む関東御領という荘園群の他、朝廷から複数の知行国を与えられた。これを関東御分国（または関東知行国）といい、最大で武蔵・相模など9カ国あった。
- 2 承久の乱に勝利した鎌倉幕府は上皇側についた貴族・武士から3000箇所の所領を没収し、御家人をその土地の地頭に任命した。その際、新補率法という地頭の得点を定めて先例のない場合などに適用した。この新補率法が適用される地頭を新補地頭といい、それ以前からの地頭を本補地頭という。この新補率法に定められた地頭の得点は以下のとおり。
 - イ 11町に1町の免田（10町は領家国司の分、1町は地頭の分）
 - ロ 段別5升の加徴米徴収権

ハ 山野河海からの収益の半分

- 3 鎌倉時代、守護や国司は国衙に命じて国ごとに大田文という土地台帳を作成させた。大田文は図田帳、田数帳とも呼ばれた。
 - 4 中世において農民は、自治的・地縁的に結合して惣を形成し、寄合を開いて自ら守るべき掟（惣掟・地下掟）を定めた。惣の秩序を維持するため、その掟に背く者に対して村民自身の実力で制裁を行使した。このような村民自身による警察権の行使を自検断（または地下検断）という。近世になると村八分など消極的な制裁へと変わった。
 - 5 加地子とは中世の作人から名主・地主へ納めた小作料のことである。
 - 6 室町幕府に債務額の10分の1に当たる分一銭を納入すれば、徳政令の発令により債務者の債務が破棄された。また、債権者側からも債権額の10分の1（または5分の1）を納入すれば債権者は徳政の適用を免れることが出来た。1454（享徳3）年、分一徳政令が室町幕府によって発令されて以来、債務者または債権者のいずれか分一銭を納入したほうの要求が認められるのが通常となった。室町幕府はこのように分一銭を財源の1つとしたが、8代將軍足利義政は徳政令を13回も発令したと、『応仁記』に記されている。
 - 7 応仁の乱により、実質的に荘園制はほぼ崩壊していたが、豊臣秀吉の太閤検地により1つの土地にいくつもの権利が重なり合っていた状態が整理され、一地一作人の原則が確立した。こうして残存していた荘園制は完全に消滅した。
- (ア) 1185（文治元）年、平家打倒後に兄源頼朝との関係が悪化した源義経は、後白河法皇より頼朝追討の院宣を得たが、一方の頼朝は北条時政らの軍勢を都へ派遣し反対に義経追討の院宣を得た。この際頼朝は後白河法皇にせまり守護と地頭の設置権を認めさせた。
- (ウ) 順徳天皇は後鳥羽上皇の討幕計画に加担するため皇子の仲恭天皇に譲位した。仲恭天皇は当時わずか四歳であったが、承久の乱後、鎌倉幕府によって退位させられ、後堀河天皇がかわりに即位することになった。仲恭天皇は即位礼などをしないまま退位させられたため、半帝・九条廢帝と呼ばれた。
- (エ) 地頭の年貢未進などにより荘園領主との間で紛争が起きた際、当該の所領を地頭と荘園領主が折半してそれぞれ排他的に支配する下地中分が行われた。下地中分には幕府の裁定によって分割する場合と訴訟の裁決が下される前に当事者間での話し合いで解決する場合があった。後者を和与中分といい、当事者間の和解のことを和与といった。幕府はこの和与による紛争解決を奨励していたため下地中分は多く見られた。
- (オ) 室町幕府の支配体制は主従制的支配権（恩賞給与、守護職任免）を握る尊氏と統治権的支配権（所領裁判など）を握る弟直義によって二分されていた。1350～52（正平5・観応元～正平7・文和元）年にかけてこの兄弟それぞれの党派が対立、抗争する観応の擾乱が起きた。まず、直義は尊氏の執事高師直を殺害するが、直義は尊氏に殺害された。その後も直義側についた足利直冬（尊氏の子、直義の養子となる）らにより抵抗は続いた。この際、尊氏・直義とも一時的にせよ南朝勢力に降ったため南朝が勢力を盛り返し、南北朝の対立が長期化する要因となった。尊氏は特に抗争の激しかった近江・美濃・尾張の守護に一年に限り年貢の半分を与える観応の半済令を出した。以後、半済は永年化し、適用も全国に拡大していった。
- (カ) 6代將軍足利義教は將軍の政治力強化を目指して有力守護家の家督相続への干渉や守護討伐を相次いで行う万人恐怖の政治を展開していた。1441（嘉吉元）年、義教の政治に不安を

おぼえた播磨の守護赤松満祐は義教を自邸に招き殺害した（嘉吉の変）。山名持豊らを中心とする赤松討伐軍が播磨へ向かう混乱の中、京都では土民が蜂起して代始めの徳政令を要求し、正長の土一揆を先例としてその行動を正当化した。よって6代将軍足利義教暗殺後に勃発した嘉吉の土一揆における代替わりといえ、7代将軍足利義勝への代替わりをさすことになる。

【4】

解答

- 問1 (6) (9) (11) 問2 B (5) C (13) D (2)
 問3 a (12) b (17) c (12) d (4) e (7) f (12)
 g (9) h (10) i (19) j (13)

解説

14世紀後半の鎌倉末期から南北朝期における惣村の形成過程とその内容に関する問題。解答方法は込み入っているが、問題自体は基礎的なものであり、確実に得点したい。

問1 選択数の指定のない複数解答問題である。初めて見ると当惑するだろうが、題意に適した選択肢を一つ一つ検討するとよい。ほとんどの選択肢は江戸時代の農業技術の進歩に関するもので消去法で整理できる。鎌倉時代から南北朝時代の農業技術の進歩は、稲の品種改良・肥料の進歩・多毛作の普及が、三点セットである。

(6) 稲作は自然の影響を受けやすいため、栽培時期をずらして被害を少なくして収穫の安定を図る品種改良が進められて、早稲・中稲・晩稲が登場した。寒冷な東国では早稲・中稲、温暖な西国では中稲・晩稲が栽培されるようになった。

(9) 地味の向上と収穫の安定化のため、各種の肥料の使用が進んだ。刈敷もその1つである。刈敷は中世の代表的な肥料で、草や葉などを刈り取って地中に埋めて腐らせる、いわば、腐葉土ともいべき肥料であった。他に草や木などを焼いた灰の草木灰や人糞尿（下肥）などがあった。

(11) 同じ耕地で1年に2回作物を栽培することを二毛作といい、一般に表作に米を、裏作に麦を栽培した。二毛作は、農業生産の増加をもたらしたが、地味の消耗も激しく、刈敷などの肥料が必要となった。また、畿内の先進農業地帯では麦・稲・蕎麦の三毛作も始まった。

問2

B 惣村では秩序を維持するために、村の規約である惣掟（村掟、地下掟）を定め、村人たちが自主的に警察権や裁判権を行使した。これを地下検断あるいは自検断という。

C 惣では、荘園領主への年貢や公事などの納入を請け負い、その見返りとして、荘園領主が惣村の自治へ介入しないことや、請け負った条件以外の課役を課さないことを認めさせた。これを地下請（百姓請、惣請、あるいは村請）といい、近世の村請制につながった。

D 惣は、村民全体で一致団結して、荘園領主に対して年貢の減免や荘官の免職などを要求して、愁訴・強訴・逃散などの実力行動をとり、最後の手段としての武力行動も辞さなかった。こうした惣の抵抗活動を土一揆という。土一揆には、1428（正長元）年の正長の徳政一揆のような徳政令の発布を求める徳政一揆や、守護の支配に対抗する1485（文明17）年の山城の国一揆のような国一揆などがあった。

問3

- a 意味の取りにくい問題であるが、文意から農民の結合状態を示すものだと把握できる。惣村制は、惣百姓が荘園領主などの、タテの支配関係を超えて、地域的な結合の強化、ヨコの繋がりの拡大と深化によって成立した地縁の結合体あるいは地域的な結合体であることに注目したい。
- b 中世の農民の自治的な共同組織を惣あるいは惣村といい、村落の防衛や灌漑用水や入会地の共同管理、惣掟の制定や村請など自治的活動、さらには、土一揆の母体ともなった。
- c このころ名主クラスの農民は次第に武士化して農耕から離れ、その保有地を隷属していた作人クラスの農民に貸与し耕作させて、地代を徴収するようになった。この地代のことを加地子という。
- d 名主とは、平安後期から中世にかけて存在した、現地で農地を直接経営する有力農民のこと。経営規模は地域によって千差万別だったが、伝統的に村落や地域の指導者的な立場にあり、また、荘園領主への年貢などの納入の責任者でもあった。中世には多くが武士化するようになった。
- e 惣村の自治的な意思決定機関を寄合という。村民の代表者が鎮守社などに集まり、村掟や祭礼の役割分担、入会地や用水の管理、時には年貢の減免や一揆などについて協議した。
- f 地主として農村にあって農業経営に従事し、惣村の有力構成員となった武士的な有力農民を地侍という。時として一揆の指導者となったが、大名や国人層の家臣に組織された。
- g 村落で共同利用する山林原野などを入会地という。山林は薪や炭、建築用の材木などの調達場所であり、原野は刈敷や草木灰などの自給肥料の原料や牛馬耕で使役する牛や馬の餌の草刈り場となっていたため、農業生産には不可欠の存在であった。
- h 年貢とは、荘園領主が荘官や地頭など農地の現地経営者に年1回納めさせた税のこと。基本的には米で納入したが、鎌倉時代末期以降には銅銭で納める代銭納（銭納）が普及した。
- i 8世紀から16世紀末まで存在した貴族や寺社などの私有農場。その支配権や経営形態などは時代とともに変化した。惣村制の展開期には、荘園制度は衰退していたが、まだ、貴族や寺社などの荘園領主が存在していたし、守護勢力の荘園への介入もすすんでいた。このため、農民への収奪は苛酷なものとなり、この収奪に対抗するためにも、農民たちは団結する必要があった。荘園制度は、時として、同じ地域に複数の領主が存在して、分割支配したため、農作業の効率低下などが生じた。惣村制は、領主ごとの支配単位を超越して、より広域の自治的結合を促進し、用水や入会地の管理・運営など農業経営に利点をもたらした。
- j 年貢減免などの惣村の要求を荘園領主などが受け入れない場合、農民は耕作を放棄して、集団で他の村や山野などに退避した。これを逃散という。他の村などに退避する場合は、その村の庇護を受けられるよう事前に相談していた。

【5】

解答

- ア 草木灰 イ 荏胡麻 ウ 紺屋 エ 見世棚 オ 座役 カ 為替・借上
キ 1 ク 3 ケ 5 コ 早稲・2 サ 竜骨車 シ 下肥 ス 3
セ 3 ソ 連雀商人 タ 2 チ 5 ツ 4・5 テ 私鑄銭 ト 撰銭

解説

鎌倉～室町時代の農業と商業に関する問題。出題項目は農業と商業に関して細部にわたっているが、基礎的な内容で殆ど占められているので、全問正解を目指したい。

ア 刈敷・草木灰は鎌倉時代から用いられるようになった肥料であり、刈敷は刈った草葉を地中に埋めて腐敗させて肥料とし、草木灰は草木を焼いた灰を肥料として用いるものである。

これらの肥料の使用により、鎌倉時代から農業生産性は大幅に向上していった。

イ 荏胡麻の果実から絞る油は灯明に用いられた。

ウ 「紺屋の白袴」のことわざで有名な紺屋は、藍汁で糸や布を染める業者（藍染屋）のことである。紺屋は身分の高い藍染屋を指し、身分の低いものは青屋と呼ばれた。

エ 見世棚とは、往来の人に見せるために軒端に商品を並べる棚を置いて販売をしたところからこう呼ばれたが、室町時代には「店」の字が当てられるようになり、商品も家屋の内部に陳列するようになっていった。

オ 中世商工業者の同業組合を「座」というが、有力な公家や寺社を本所と仰いでその保護を受け、座役を納める代わりに関銭の免除や販売の独占権等を保証された。代表的なものとして、大山崎油座・北野神社麴座・祇園社綿座・四府駕輿丁座などが知られている。

カ 為替は鎌倉中期から用いられるようになったもので、遠隔地間の米銭の輸送または貸借を「割符」と呼ばれる為替手形を用いて決済する制度をいう。また、借上は、名主や僧侶、凡下などの中から現れた高利貸で、鎌倉時代から南北朝時代頃まで活躍したが、室町時代に入ると土倉や酒屋が高利貸を営むようになったため次第に消えていった。

キ 問丸は、元々荘園から徴収した年貢や商品の保管・輸送に当たった運送業者であるが、商業の発達に伴って荘園領主から独立して専門の運送業・倉庫業者へと変化し、室町時代の問屋へと発展していった。

ク 宋銭は、平安時代末期から室町時代初期に大量に輸入され、国内通貨として流通し、貢納の銭納化を促していった。日明貿易が開始されると、明銭が大量に輸入されるようになり宋銭に取って代わっていった。

ケ 二毛作では、同じ耕地で表作に米を、裏作に麦を栽培し、一年間に2回耕作することをいう。三毛作でも、この栽培方法は変わらないが、米と麦の栽培に加えて蕎麦の栽培を行う。

コ 室町時代に西日本で栽培された赤米とは、中国からもたらされた「大唐米」のことで、唐法師という別名もある。災害に強く多収穫の品種であったため、西日本ではかなり広範囲に栽培された。

サ 中国伝来の揚水機である竜骨車は、室町時代後期から使用され、江戸時代前期には畿内中心に用いられていた。破損が多かったため17世紀半ばに発明された足踏みの小型の揚水車である踏車に18世紀半ば頃には取って代わられた。

シ 下肥とは人糞尿のことで、牛馬の厩肥とともに室町時代に普及し始めた。

ス ここでいう製紙とは和紙のことで、楮の樹皮を蒸して叩き、その繊維を和紙に漉いた。

セ 定期市は、平安末期から室町時代にかけて月3回開かれる三斎市が全国各地で発達したが、応仁の乱頃から、商品の増大、流通経済の発達により月六回開かれる六斎市が各地で開かれるようになった。

- ソ 荷物運搬用の木製の背負い道具を連雀と呼び、それが転じて行商人を表す言葉となった。室町時代からの活躍が著しく、江戸時代に入ると近江商人や富山の売薬商人など特定地域の有名な行商人も登場した。
- タ 桂女は、京都郊外（現在の右京区）の桂に住む鵜飼集団の女性で、京の町で鮎や朝鮮鮎を売り歩いた。頭を白布で巻いた桂包の風俗で知られた。大原女は、京都北方の大原に住む行商の女性で、炭や薪を頭に載せて京の町で売り歩いた。
- チ 解説オ参照。
- ツ 洪武通宝は明の太祖洪武帝（朱元璋）の時代に鑄造された。永樂通宝は明の成祖永樂帝の時代に鑄造され、輸入された明銭の中で最も多く使用された。なお、開元通宝は、唐で用いられた銅銭で、その重量、大きさは中国の以後の銅銭の標準となったものである。日本の和同開珎もこれになった。
- テ 私鑄銭は、元々皇朝十二銭以外の偽造貨幣を指し、室町時代には相当流行し、貨幣価値を低下させた。
- ト 撰銭は、流通貨幣に混入した私鑄銭や鋸銭などの粗悪銭を取引に際し嫌い、良銭のみを選ぶことをいう。
- ナ 越前の和紙は鳥の子紙と呼ばれ、播磨の杉原紙や美濃の美濃紙と並ぶ良質のものとして有名である。麻は越後・越中・信濃、陶磁器は尾張瀬戸・近江信楽、酒は京都・摂津など、紅花は出羽、蘭草は武蔵・近江・備後、絹は加賀・上野・京都西陣などのそれぞれ特産品。
- ニ 馬借は、馬の背に荷物を載せて運搬する輸送業者で、大津や坂本などの水陸交通の要所を拠点として、船で運送されてきたものを京都や奈良へ搬入した。広範囲の情報を得やすいということと集団的な組織力を持っていたことから、中世の一揆の中心にもなった。
- ヌ 廻船は、中世から盛んになり、各地の港を廻って商品の輸送と行商を行った。問丸（問屋）と結ぶことで隆盛となり、大型の千石船での運行も行われた。主に日本海、瀬戸内海、琵琶湖などで就航した。

【6】

解答

問1 エ 問2 オ 問3 ア・エ 問4 オ 問5 ウ 問6 イ

解説

撰銭令をテーマとする史料問題で、標準的な出題である。

問1 史料文中の「撰ぶ」の語句や注から撰銭に関する史料だと判断できるので、空欄には「銭」が該当するとわかる。日本では10世紀中頃の乾元大宝を最後に貨幣鑄造は行われず、中国から輸入された銭貨が主に流通しており、その種類も多かった。これらの銭貨は同質ではなく、長い間の使用により擦り減ってしまったものも少なくなかった。また銭貨の輸入が必要に追いつかないこともあり、私鑄銭と呼ばれる模造貨幣も使われた。こうした中で商取引や年貢納入に際し、質の悪い貨幣を嫌い、品質のよい良銭を選ぶ撰銭が行われるようになった。

問2 「日本新鑄の料足」は、根本渡唐銭を模した日本の私鑄銭を意味する。

- 問3 「根本渡唐銭」は、わが国の標準貨幣として使用された中国からの輸入銭を意味する。
- 1404（応永11）年に足利義満が「日本国王臣源」の名で開始した勘合貿易により、多量の明銭が輸入された。明銭には洪武通宝・永楽通宝・宣徳通宝などがあり、とくに永楽通宝は質が良く最も流通した貨幣であり、戦国時代の関東では年貢額を永楽通宝で換算する永高制が成立した。
- 問4 撰銭は応仁の乱後激しくなり、売買当事者間の紛争の原因となり、商取引を混乱させ物価高騰を招いた。そこで幕府は撰銭令を發布し、みだりに撰銭をすることを禁止するとともに、国内の悪質な私鑄銭の流通を禁止し、永楽通宝などの輸入銭を標準貨幣と定め、一定の悪銭の混用を命じている。
- 問5 史料は、1500（明応9）年に室町幕府が最初に出した撰銭令である。以後大内・武田・織田などの戦国大名が撰銭令を發布し、撰銭を禁止する一方で、良貨と悪貨の交換比率などを定めている。
- 問6 足利尊氏は光明天皇を擁立したのち、尊氏の諮問に対して二階堂是円らが答える形式をとる建武式目を発令した。これは室町幕府の施政方針であり、幕府の基本法としては、鎌倉幕府の定めた『御成敗式目』が使われ、必要に応じて新しく追加法令が出された。これらの追加法を収めたものが建武以来追加である。